

## 荒川区医療的ケア児等支援協議会設置要綱

令和3年2月1日制定  
(2荒福障第5106号)  
(副 区 長 決 定)

### (設置)

第1条 医療的ケア児等が、その心身の状況に応じた適切な支援を受け、地域において安心して生活を営むことができるよう、医療的ケア児等の支援に係る関係機関の情報共有及び意見交換を行う協議の場を設け、その成長の過程を通じて必要な支援と医療的ケア児等とをつなぐ連携体制を整備するため、荒川区医療的ケア児等支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (定義)

第2条 この要綱において「医療的ケア児等」とは、次に掲げる障害児(障害者を含む。以下同じ。)をいう。

- (1) 人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児
- (2) 重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害児

### (所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 医療的ケア児等の支援に係る関係機関の相互の情報共有及び意見交換に関する事項
- (2) 医療的ケア児等の支援に係る連携の強化に関する事項
- (3) 医療的ケア児等の支援に係る方策に関する事項
- (4) その他医療的ケア児等の支援について区長が必要と認める事項

### (組織)

第4条 協議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 障害福祉関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 保育関係者
- (6) 医療的ケア児等の家族又は関係団体の関係者
- (7) 関係行政機関等の職員
- (8) 区職員
- (9) その他区長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、その委嘱又は任命の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 協議会に副会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席で成立する。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第9条 委員又はこれらの職にあった者は、その職務上、知り得た秘密を漏らしてはならない。

(部会)

第10条 協議会は、専門的な事項を検討するために、部会を置くことができる。

2 部会は、委員その他の第4条に掲げる者のうちから、会長が指名する部会の委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会の委員の互選によりこれを定める。

4 第6条第2項及び第7条から前条までの規定は、部会について準用する。

(庶務)

第11条 協議会及び部会の庶務は、福祉部障害者福祉課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。